

「繁昌町国道 372 号沿線 第 2 期地区」の地区計画を決定

概要 国道 372 号沿線に位置し、利便性の高い本地区において、民間事業者による産業団地整備を可能とし、新たな産業用地として事業所の集積を図る「繁昌町国道 372 号沿線第 2 期地区」の地区計画を決定するもの。

質 疑

問 新たに追加される「繁昌町国道 372 号沿線第 2 期地区」の開発方法は。

答 北側の中工区、南側の南工区の開発はそれぞれ別の開発事業者により、土地の買収や造成、企業誘致、

議案第 55 号 加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

道路や下水道工事などが行われることとなりますが、進出企業や区画など詳細な内容はまだ決定していません。

討 論

なし

議決結果

全会一致で原案可決



(仮称) 総合運動防災公園の 調査測量及び市民ゴルフ大会 等の委託料を削除して可決

質 疑

(仮称) 総合運動防災公園事業 3,500 万円の増

問 調査測量委託料の増額内容は。

答 (仮称) 総合運動防災公園整備予定地における土地の正確な位置、形状、面積、高さを計測するとともに、必要な土量計算を行います。

社会体育振興連携事業 330 万円の増

問 委託料の増額内容と目的は。

答 ゴルフを通じた市民の健康増進や生涯スポーツの振興、参加者同士の親睦を深めるため、市民ゴルフ交流大会や小学生ゴルフ体験会を開催するとともに、オリジナル PR グッズを作成する予定です。

高齢者移動支援施策 952 万円の増

問 高齢者のタクシー券交付事業の改正内容は。

答 65 歳以上の運転免許証自主返納者及び 75 歳以上の運転免許証を持っていない方を対象に、乗降地のいずれかが加西市内であるタクシー利用に係る利用金額の半額 (2,000 円を上限) を補助します。

※ 以上のような質疑があり、本会議最終日に修正案が提出されました。

議案第 57 号 令和 7 年度加西市一般会計補正予算 (第 2 号) について

(修正案の内容)

社会体育振興連携事業委託料 330 万円及び総合運動防災公園の調査測量委託料 3,500 万円を削除するもの。

(修正の主な理由)

- ・社会体育振興連携事業委託料は、加西市ゴルフ協会に事業を委託しようとするものだが、事業の内容・目的・効果等について市民の十分な理解と納得が得られていない。また、委託料での支出についても疑義が残る。
- ・総合運動防災公園整備事業については、令和 7 年 8 月に「基本構想・基本計画」が策定されたが、市民から寄せられるのは、施設の必要性を疑問視する声や、将来の加西市の財政を不安視する声ばかりである。

討 論

原案に賛成・修正案に反対

- ・ゴルフの振興は社会体育の推進だけでなく、産業振興や観光促進にもつながり、また、ゴルフ場利用税交付金が約 7,000 万円と税収も大きく、今後の維持拡充を期待する。(本会議)

原案に反対・修正案に賛成

- ・市民から総合運動防災公園の施設の必要性を疑問視する声や、財政に対する不安の声は日増しに強くなり、いまだに収まっておらず、到底納得いただけるものではない。市民の厳しい声に対してもっと丁寧に説明し、議論を重ねるべきである。(本会議)

議決結果

賛成 10、反対 4 の賛成多数で修正案が可決された後、全会一致で修正部分を除く原案可決